



命を守るために



～自分の命は自分で守る～



くいじめを考える集会>

柏っ子いじめぼくめつせんげん

10月の9日と14日に「いじめを考える集会」を実施しました。本集会は、児童一人一人がいじめをなくすために考えたことを後期の学校生活へ活かし、柏っ子の安全・安心な生活につなげていくことを目標としています。

■ 集会に向けた取り組みと当日の様子

集会に向けて、まず児童は読書や動画での学びを通して各自「いじめぼくめつせんげん」を考えました。次に、個人の考えや学びを学年で交流し、全体で学びを深め、学年の思いとしてまとめました。

集会当日には、各学年から今回の活動を通して考えたことが、スライドを活用してのプレゼンテーション、詩や本の群読、歌、寸劇などで披露されました。

最後に学校全体の目標である「柏っ子いじめぼくめつせんげん」を全校児童で読み上げ、思いを新たにしました。



1年生



3年生



5年生



かしのみ



2年生



4年生



6年生

かしわ こ
柏っ子いじめぼくめつせんげん

①わたしたちは、^{たの}楽しい^{がっこう}学校をつくります。

②あいてがいやがることはしません。

③あいての^き気もちを^{かんが}考えて^{こうどう}行動します。

④いじめをとめる^{ゆうき}勇気をもちます。

⑤わたしたちは、^み見て^み見ぬふりをしません。

えにわしりつかしわしょうがっこう かしわ こ いちどう
2026.10.14 恵庭市立柏小学校 柏っ子一同

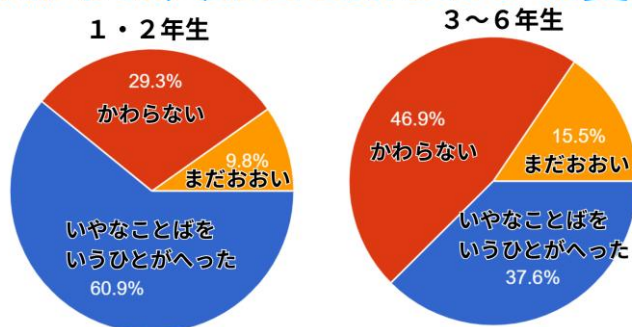
■ 「いじめぼくめつせんげん」の掲示について

各学級で作成した「いじめぼくめつせんげん」は、[学習発表会の際に体育館にて掲示](#)いたします。ご来校の際は、ぜひご覧ください。

集会ではいじめを考える活動の一環として、代表委員会から前期の「言葉づかい向上運動」の取り組みの成果と課題が説明されました。よりよい環境を作ることを“人任せ”にするのではなく、自分から気をつけていくことの大切さが確認されました。



まわりの人のことばづかいの変化

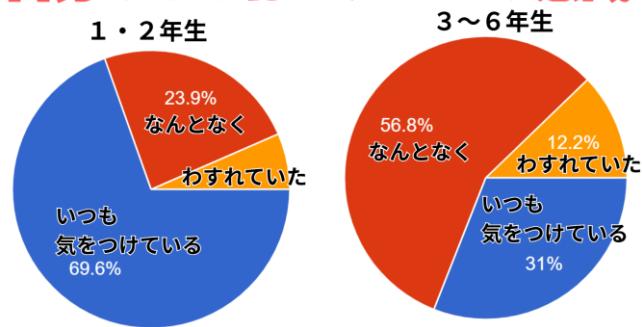


・どう言ったらいいか、
かんがえている人がふえた！
・へんかも見えてきている！



・まだくるしい人はおおい…
・「じぶんから」やろう！

自分のことばづかいへの意識

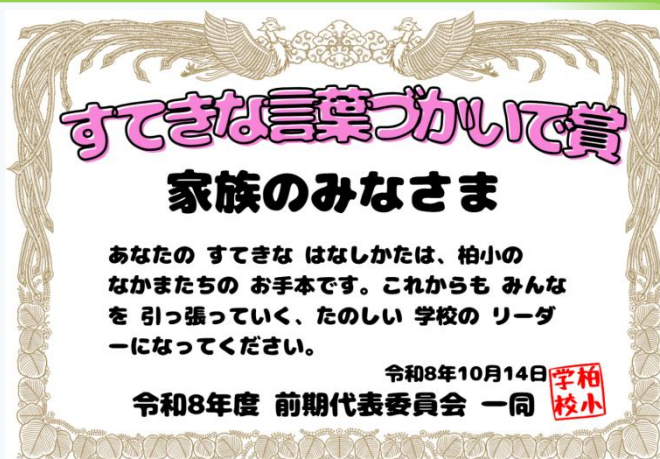


児童に言葉づかいのアンケートをとった中で、「**自分の周りで、素敵な言葉づかいだと思う人**」を聞いたところ、多くの意見が寄せられました。

名前が挙げられた児童には、それぞれ賞をわたしました。そして、**家族のことを挙げた声もたくさんありました**ので、この場をかりて贈らせていただきます。

子どもたちは、周囲にいる人とのコミュニケーションを通して、人との関わり方を学んでいます。自分の関わり方が、学校や地域の安全・安心につながっていることを意識することが大切です。

今回、子どもたちが一番身近なところで素敵な言葉づかいにふれていることがわかり、とても嬉しく思いました。これからも、どうぞご協力よろしくお願いいたします。



- ・友だち（108名）
 - ・先生方
 - ・お父さん・お母さん
 - ・お兄ちゃん・お姉ちゃん
 - ・おじいちゃん・おばあちゃん
 - ・習い事や少年団の監督・コーチ・先生
- ※「みんな」という声もありました



9月末から10月中旬にかけて、2回目のいじめアンケートを実施しました。聞き取り・指導を終えて、必要に応じて担任や生徒指導部から、個人懇談などを通じて各家庭に連絡させていただいています。

連絡の有無にかかわらず、気になっていることなどありましたら、担任、生徒指導部：和田・小田桐、主幹教諭：荒屋、教頭：大久保まで、いつでもご連絡下さい。学校・家庭および各関係機関と連携を図りながら、子ども達の安全・安心を守り、いじめの未然防止・早期発見・早期解決をめざしていきます。どうぞよろしくお願いいたします。

5つのしてはいけないこと！

きけん

めいわく

しつれい

ずるい

だらしない



北海道教育委員会 子どもに関する相談窓口

～悩み・不安は、一人でかかえ込まずに・・・～

主な相談窓口（北海道） 小学生・小学部生用①（令和8年4月）

名称	所管等	電話番号等	受付	概要
北海道子ども相談支援センター (24時間子供SOSダイヤル) (メール相談)	北海道教育委員会 (文部科学省)	0120-3882-56 (0120-0-78310) sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みを相談できます。
児童相談所虐待対応ダイヤル	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	189 (いちはやく)	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 (こども家庭庁)		平日9:00～17:00 (12/29～1/3除く)	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
こどもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドライン	認定NPO法人 チャイルドライン ほっかいどう	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

主な相談窓口（北海道） 小学生・小学部生用②

名称	所管等	電話番号等	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪・児童虐待等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556 (全国共通ナビダイヤル) 011-864-1294 (直通) ※札幌市民以外の道民対象	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00 (12/29～1/3除く) 平日9:00～17:00 (12/29～1/3除く)	様々なこころの悩みを相談できます。
北海道こころの健康SNS 相談窓口	北海道保健福祉部		平日、土曜日、祝日 18:00～23:30 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	NPO法人ゆいネット北海道	050-3786-0799 または、全国共通 ダイヤル#8891 sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp (メール)	平日10:00～20:00 (土日祝日、12/29～1/3除く)	子どもや大人が性暴力等の被害について相談できます。 LINEでの相談も可 (右の二次元コード)
北海道ヤングケアラー相談 サポートセンター	北海道保健福祉部	0120-516-086 (電話) hokkaido.young.carer2022@gmail.com 080-9612-1247 (ショートメール専用) facebook.com/hokkaido.young.support (Facebook) @youngcarer2022 (X 旧:Twitter)	受付時間 平日 8:45～17:30	ヤングケアラーに関する相談ができます。



<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomosoudann.html> より

◇子ども達の命・安全・安心を守るための各関係機関の相談窓口を再度掲載します。

柏っ子が、ひとりで悩まないように、サポートしていきましょう。

(カードは、季節ごとに配付されています。)

ひとりで悩まないで

TEL 0123-33-1144

相談場所 恵庭市役所 1 階 恵庭市役所 1 階
ばんまどくろ 1 番窓口 えにわっこ応援センター

平日 8:45 ~ 17:15

※土、日、祝日、年末年始はお休みです

恵庭市えにわっこ応援センター 子どもの相談窓口

しんぶん じかん
自分の時間が
ないな。これって
ヤングケアラー？

だんな
いなくなる。
お母さん
お父さん
お母さん
お父さん
お母さん
お父さん

はん
ご飯がない。
お風呂に入れない。

えにわっこ応援センター

令和5年6月12日にえにわっこ応援センターを開設しました。

恵庭市役所内に開設した「えにわっこ応援センター」は、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもを対象に、包括的に切れ目のない相談支援を行います。

えにわっこ応援センターは児童福祉法に定める「こども家庭センター」です。

★お気軽にご相談ください★



恵庭市役所外観写真

恵庭市 HP より

**相談してくれて
ありがとう**

社会福祉法人 聖母会 天使の園
エンゼルキッズ
こども家庭支援センター

〒061-1121 北広島市中央4丁目5-7
メール angelkid@eagle.ocn.ne.jp

みなに やさしい
☎011-372-8341

QRコード

いつでも // 毎日 // だれでも //

子育ての悩み 家庭の悩み 子どもの悩み

など、一緒に考えます。

● 児童福祉法(第44条2項)に基づく、児童福祉施設です。また、社会福祉法第2種社会福祉事業として、北海道から委託を受けた厚生労働省許可の事業です。
● 契約市(江別市・北広島市・恵庭市・千歳市)の委託により子育て支援短期事業を行っています。
● 里親支援、里親家庭の相談も一緒に考えます。

相談は無料です。返信までには、多少、時間がかかることもあります。

HP より

「ルールを守る！」が、「命を守る！」

■ 危険なところには“理由”があります。

(使用禁止・立ち入り禁止・のぼらない など)
ルールになっている意味をしっかりと考え、
受け止めて、約束を守ります。

■ 横断歩道は、自転車を降りて押して渡ります。

■ キックボードは、道路で使用できません。

どちらも“自動車”と近い場所での事故を防ぐ
目的で考えられています。つまづいたり転ん
だりしやすく、バランスを崩すと危険を急にさ
けることが難しいです。

キックボードの使用については、柏木町方面から危険な様子を心配する声が届いています。
ご家庭でも、今一度お子さんと「乗り方」「乗る場所」についてご確認ください。

自転車・キックボード 2輪の乗り物はバランスを崩しやすく危険

ちょっとしたことでバランスを崩すと、転倒して大きなケガにつながります。

自転車

段差に
つまづいた

バランスを
崩して
転倒！

・段差や凹凸でバランスを崩す
・スピードの出しすぎで、曲がれず転倒
・急ブレーキで前に倒れる

キックボード

小石で
タイヤが
すべった

バランスを
崩して
転倒！

・ちょっとした段差や小石で滑る
・スピードの出しすぎで、バランスを崩す
・片足のため、バランスを取りにくい



ヘルメットをかぶる・スピードを出しすぎない・周りに気をつける
ルールを守って、安全に乗りましょう。

